

人事院公示第 8 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、平成 15 年人事院公示第 16 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和元年 12 月 13 日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における <u>情報通信技術の活用</u> ）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における <u>情報通信の技術の利用</u> ）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における <u>情報通信技術の活用</u> ）（以下「規則」という。） <u>第 6 条第 1 項第 4 号</u> の規定に基づき、	一 人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における <u>情報通信の技術の利用</u> ）（以下「規則」という。） <u>第 5 条第 1 項第 4 号</u> の規定に基づき

<p>人事院が定めることとされている電子証明書について定めること。</p> <p>二 規則第15条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>、人事院が定めることとされている電子証明書について定めること。</p> <p>二 規則第12条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

2 この決定による改正は、令和元年12月16日から効力を発生する。